

〈研究ノート〉

19世紀プロイセン大学の学籍登録制度について

森 川 潤

(受付 2005年5月10日)

はじめに

12世紀以降、パリ、ボローニャなどの西欧諸都市において、教師や学生
のギルド、すなわちユニヴェルシタス(universitas)が生まれる。ユニヴェル
シタスは、もともと教師や学生の地理的出自ばかりでなく、教授資格、学
位などにおいても国際的な性格をもつ。その意味で、これらのユニヴェル
シタスはストゥディウム・ゲネラーレ(studium generale)とも呼ばれる。西
欧各地から教師や学生が参集するストゥディウム・ゲネラーレにおいては、
やがて、同郷のものが相互の利益をまもるために団結し、国民団
(natio)を形成する。

新参の教師や学生は、国民団が管理する学籍登録簿(matricula)に登録す
ることによって、ユニヴェルシタスのメンバーとしての諸特権を享受する
ことになる。たとえば、ボローニャでまなぶドイツ国民団の学生が民事訴
訟にまきこまれたばあい、世俗の法廷ではなく、大学の法廷において裁判
をうけることができる。そのほかに、一般市民に科される夜警、軍務など
の役務も、税金も免除される¹⁾。

14世紀中葉以降、ドイツにもユニヴェルシタスの諸制度が移植される。
制度的移植によって生まれたドイツ大学は、もともと教師や学生の地理的
出自、教授資格、学位などにおいて国際的、普遍的な性格をもたず、スト
ゥディウム・パルティクラーレ(studium particulare)、すなわち地域的存在に

1) 横尾壮英、『中世大学都市への旅』、昭和60年、朝日新聞社、106頁。

すぎない。宗教改革ののち、信仰属地主義が採用されたことにより、ドイツにおいては諸領邦が宗教的、政治的に分立することになる。ドイツ大学は、さらに地域的・領邦的存在となり、学籍登録制度に宗教的・政治的な異分子のチェック機能を担わせることになる²⁾。

ドイツのストゥディウム・パルティクラレは、17世紀末から19世紀はじめにかけて「国際学問研究センター」として蘇生する³⁾。その過程において、学籍登録制度もさまざまに機能をかえる。本稿では、19世紀のプロイセン大学、とくにベルリン大学の学籍登録制度の変遷をたどる。なお、本文末には、学籍登録に関する規定や法令の訳文を資料として掲載する。

I. プロイセン一般ラント法

ドイツにおいては、18世紀後半から19世紀初頭にかけて、領邦君主によって法典が編纂される。プロイセンでは、フリードリヒ大王(Friedrich der Große)の時代から法典編纂の必要性が認識されていたが、その没後の1794年にプロイセン一般ラント法(Allgemeines Landrecht für die preußischen Staaten)が制定される。この法典は、「国家は、その究極目的に照らして全住民の外的行為を指導する権利をもっており、身分的な編成とあらゆる階級の経済的な緊縛を厳格に維持する」⁴⁾という認識から作成される。同時に、新しい法典をドイツ語によって精緻に編纂しなければならないという法曹界からの実務的な要請も反映される⁵⁾。

プロイセン一般ラント法(以下、一般ラント法と略記)は、2部(Theil)か

2) 森川潤、「ドイツ大学学籍登録制度について——宗教改革期の旧教大学の場合——」、『広島大学大学院教育学研究科博士課程論文集』第9巻、1983年10月。

3) H. シェルスキー、田中昭徳・阿部謹也・中川勇治訳、『大学の孤独と自由』、未來社、1970年、40頁。

4) F. ハルトゥンク、成瀬治・坂井栄八郎訳、『ドイツ国制史』、岩波書店、1980年、175頁。

5) 石部雅亮、『啓蒙的絶対主義の法構造——プロイセン一般ラント法の成立』、有斐閣、昭和44年、125頁。

らなり、第1部は一般法、自然法、平等法、第2部は特別法、社会法、不平等法、すなわち、まず原則が示され、ついで例外が提示されるという構造をもつ⁶⁾。内容的には、民法ばかりでなく、商法、身分法、刑法、教会法、荘園法、行政法、警察法までも内包する公私法にまたがる包括的な大法典である⁷⁾。一般ラント法は、個人生活の領域にまで国家的規制がおよぶ啓蒙絶対主義国家の典型的な法典である。

プロイセン一般ラント法は、第2部において、教育制度についても規定する。第2部第12章「下等・高等学校について」は、まず、「学校と大学は国家(Staat)の施設であり、若者(Jugend)に有用な知識と学問(Wissenschaft)を教授することをめざす」(第1条)といった一般的な「概念」に言及する。第12章は、「I 公共の学校について」、「II 教養学校(gelehrte Schulen)およびギムナジウムについて」、「III 大学について」からなる。

「III 大学について」は、当時のすべてのプロイセン大学、すなわちケーニヒスベルク、フランクフルト・アン・デア・オーダー、ハレの諸大学について規定したものであり、「内部規定」(Innere Verfassung)、「裁判管轄」(Gerichtsbarkeit)、「教師の権利」(Rechte der Lehrer)、「学生の受け入れ」(Aufnahme der Studirenden)、「学生の勉学およびかれらの生活様式の監視」(Aufsicht über ihre Studien, und Lebensart)、「大学における紀律について」(Von der academischen Disciplin)、「私事における学生の諸権利」(Rechte der Studirenden in ihren Privatangelegenheiten)、「とりわけ借財について」(Besonders in Ansehung des Schuldenmachens)、「学業証明について」(Von academischen Zeugnissen)からなる。

「学生の受け入れ」は、第74条から第80条までの7条からなり、学籍登録手続き、学籍登録資格、学籍登録によって学生が享受する権利について規定する。以下、「学生の受け入れ」を中心として、19世紀を直前にしたプロイセン諸大学の学籍登録制度を概観する。

6) 同上書、162～163頁。

7) 小林孝輔、『ドイツ憲法史』、学陽書房、1980年、80～81頁。

まず、冒頭において、学籍簿への登録という中世以来の儀式が学生の身分を取得するための前提条件であることが明示される(第74条)。具体的には、学籍登録しようとするものは、大学評議会の代表のもとに学籍登録を申請しなければならない(第76条)。

申請後、学籍登録をみとめられた学生は、学長からその土地の大学の諸規則および警察規則を提示され、それらの規則を遵守するようながされる(第80条)。この学籍登録の儀式において、学籍簿が学生に手渡される。その後、学生は学部長に学籍簿を提示する(第81条)。それは、所属を希望する学部の学部長に学部名簿に記載してもらうためである。

つぎに、学籍登録しようとするものは、学籍登録を申請するさいに、出身学校の証明書を提出しなければならない(第77条)。「II 教養学校およびギムナジウムについて」の第64条によれば、学校の証明書とは、公立学校に通学したプロイセン出身者の学業成績および道徳的な素行(sittliches Verhalten)について学校教員および学校監督官(Schulaufseher)が署名した証明書である。証明書には、「生徒の品行や勤勉さ、言語(古典語と現代語)や学術的知識とくに歴史の知識」について記載される⁸⁾。

プロイセンでは、1787年に高等学務委員会(Oberschulkollegium)が設置され、翌年にはじめて大学入学資格試験規則(Abiturreglement)が制定・公布される。当時のドイツにおいては、大学へ進学するための中等教育機関が整備されず、しかも大学入学資格も明確でなかったために、予備的な教育をうけていない農民や手工業者の子弟も大学に入学していた。このアビトゥア制度は、無能な学生が大学に殺到するのを試験によって阻止するためのものであり、この試験はあらゆる階級に平等に実施される⁹⁾。

ドイツ大学では、証明書が重視される。17世紀のインゴルシュタット大学では、修辞学の修得証明書がなければ、哲学の講義を聴講することがで

8) 望月幸男、『ドイツ・エリート養成の社会史』、ミネルヴァ書房、1998年、34頁。

9) Maegret Kraul, Das Gymnasium 1780–1980, Frankfurt am Main(edition suhrkamp)1984, S. 24.

きなかった。17世紀以降に創設された新しい大学において、それまでに通学したギムナジウムや大学の教員や事務局が作成する勤勉や善行についての証明書がもとめられる傾向がある¹⁰⁾。

私的な教育をうけたために、証明書を提出できないもの、または特別の事情により試験をうけなかったもの（追加条項第 133条¹¹⁾）は、該当者のために設置された試験委員会に出頭し、試験を受けなければならない（第78条）。試験は、学籍登録(Immatrikulation)期間の前の最初の一週間以内に実施される（追加条項第 133条）。試験の結果、予備知識という点において、未習熟(unreife)であると判定されたものは、学籍登録を拒絶されるか、または欠落したものを補足するよう指示される（第79条）。奨学金(Benefizien)に志願する資格はないとしても、未習熟のものも学籍登録をみとめられる（追加条項第 133条）。

外国人(Ausländer)のばあいには、試験委員会が実施する試験を免除される（追加条項第 133条）。一般ラント法には、外国人、異邦人(Fremder)、邦人(Inländer)、プロイセン出身者(Landeseingeborner)といった表現がみられる。プロイセン出身者とは、字義どおり、プロイセン王国領土の出身者をさす。

異邦人とは、ドイツ国内でも、一般ラント法の適用外にある地域、すなわちプロイセン以外のドイツ諸領邦の人びとをさす。外国人とは、ドイツ国外の人びとを意味し、同時に異邦人をも包摂するより広い概念である。

ブランデンブルク選挙侯フリードリヒ三世（初代プロイセン王フリードリヒ一世）は、「国際的な一大研究期間、世界的な大学」を構想し、1694年にハレに大学を創設する¹²⁾。1737年には、ハレ大学を凌駕することを目的

10) Christoph Meiners, *Geschichte der Entstehung und Entwicklung der hohen Schulen unseres Erdteils*, Bd.3, Göttingen 1804 (Neudruck Aalen 1973), S.394f.

11) Ludwig von Rönne, *Das Unterrichts-Wesen des Preußischen Staates*, Bd.2., *Die höhern Schulen und die Univerisitäten des Preußischen Staates*, Berlin 1855 (Neudruck Köln 1990), S.540.

12) 高田雄次郎, 『ヨーロッパの大学』, 玉川大学出版部, 1990年, 177頁。

とするゲッティンゲン大学が生まれる。ハノーヴァー選帝侯ゲオルク二世(イギリス王ジョージ二世)から大学創設の任を委ねられたミュンヒハウゼン(Gerlach Adolf Freiherr von Münchhausen)は、領邦や神聖ローマ帝国だけでなく、諸外国からも貴族階層の青年を誘引するために、「社交と洗練に秀でた大学」を構想する¹³⁾。両者は直線にして70キロメートルの距離にすぎない。

当時、プロイセン以外のドイツ諸領邦では大学入学資格試験を導入していない。プロイセンの大学に入学を希望する異邦人や外国人に試験を実施するとすれば、入学志願者は減少する。つまり、試験免除は外国人、とりわけプロイセン以外のドイツ諸領邦の出身者にたいする優遇策にはかならない。

さいごに、ひとたび学籍登録の手続きをおえれば、大学都市にとどまるかぎり、また、犯罪行為により他の裁判管轄に組み込まれないかぎり、大学メンバーとしての身分を保証される(第75条)。一般ラント法では、大学メンバーとして享受する権利として裁判特権だけをあげる。裁判特権とは、プロイセンの大学に学籍登録したものは、大学の裁判所(academisches Gericht)の了承と許可がないかぎり、拘束されたり、市側に召喚されたりすることはない(第99条)というものである。

裁判特権は、大学都市を訪れる異邦の学生にとってもっとも基本的なものである。ドイツは、30年戦争ののち、フランスのヘゲモニーのもとで300余の領邦国家群に解体する。領邦国家や都市はそれぞれラント法や都市法によって領域内の自由人の生命と財産と生活を保護する。雑多な法が混在するなかで、大学も特殊な法域として異邦の学生が裁判に巻き込まれたばあいには保護する。しかも、大学においては社会的出自の相違があったとしても、享受する特権はおなじである。

プロイセン諸大学の学籍登録制度については、プロイセン一般ラント法

13) E. ヴァイグル、三島憲一・宮田敦子訳、『啓蒙都市の周辺』、岩波書店、1997年、299頁。

が長期間にわたり効力をもち¹⁴⁾、その後の学籍登録制度の底流に生きつづける。

II. フリードリヒ・ヴィルヘルム大学規約

ドイツの大学は、フランス革命の勃発により新たな局面をむかえる。1798年にはフランス革命軍によりライン左岸が占領され、さらに1806年には皇帝ナポレオン(Napoléon Bonaparte)が率いるフランス軍の前にプロイセン軍は大敗を喫する。神聖ローマ帝国は瓦解し、ドイツ領邦体制は再編成される。1807年7月のティルジットにおける屈辱の講和により、プロイセンは領土の半ばを失っただけでなく、多額の戦争賠償金の支払い、大陸封鎖令による対英貿易の禁止、フランス軍の駐留費負担などにより経済的に逼迫し、国家存亡の危機におちいる。

エルベ以西の全プロイセン領土はフランスの支配下におかれ、ハノーヴァー選帝侯国をふくむウェストファーレン王国が誕生する。ゲッティンゲンだけでなく、プロイセン高等教育の中心であるハレもこのフランスの衛星国にくみこまれる。解体の危機に瀕したハレ大学は、1807年8月、学長シュマルツ(Theodor Anton Heinrich Schmalz)を団長とする代表団を国王フリードリヒ・ヴィルヘルム(Friderich Wilhelm)三世のもとに派遣し、大学のベルリン移転を陳情する。このとき、国王はシュマルツに「国家は、物質力において失ったものを精神力によって補わねばならない」(Der Staat muss durch geistige Kräfte ersetzen, was er an physischen verloren hat)と語ったといわれる¹⁵⁾。

窮境のなかで、シュタイン(Karl Reichsfreiherr vom und zum Stein)、ハルデンベルク(Karl August Hardenberg)といった開明的な官僚が登用され、

14) Thomas Ellwein, Die deutsche Universität, Vom Mittelalter bis zur Gegenwart, Frankfurt am Main 1992, S.145.

15) Rudolf Köpke, Die Gründung der königlichen Friedrich-Wilhelms-Universität zu Berlin, Berlin 1860 (Neudruck 1981), S.37.

国家再建のための内政改革に着手する。改革の主眼は、プロイセンの後進性からの脱却にあり、農民の解放、都市の自治行政、営業の自由などの市民生活から行政、軍制、教育制度などにわたる広範な分野において近代化がはかられる。それは、「フランス革命が行った社会的プログラムの全て」である¹⁶⁾。フランス革命の自由と平等の理念を開明的な官僚の主導のもとに上から部分的に実現し、それによって政治的革命を避けようとする改革である。

ハレ大学の移転問題は、あたらしい理念にもとづく大学の設置構想としてプロイセン改革の一環に組み込まれ、1810年10月にベルリン大学が開学する。ベルリン大学開学の前後には、学籍登録制度にかかわる動きがみられる。

第1に、内務省文教局長(Chef der Sektion für Kultus und Unterricht)に就任したジュフェルン(Johann Wilhelm Süvern)は、前任者のフンボルト(Karl Wilhelm von Humboldt)の方針を継承し、1812年10月12日付でアビトゥア試験規則(Abiturreglement)を公布する。それは、ラテン語学校を本格的な中等教育機関であるギムナジウムへと再編するために、教科課程を統一しようというところみであり、1788年の規則を拡大、精密化したものである。この試験規則にもとづいて試験を実施できる学校だけが大学への入学許可権をあたえられ、それがギムナジウムの基準となる¹⁷⁾。

この制度のもとでは、大学入学資格、すなわちアビトゥア(Abitur)を取得しなければ、大学へすすみ、弁護士、医師といった国家試験による専門職にたどりつくことはできない。子どもたちは、まず、アビトゥア試験を実施できる学校に入学し、さらにアビトゥアを取得しなければならない。当時のドイツ諸邦では、プロイセンにしか「両親と生徒にとってのこのような恐怖的」¹⁸⁾は存在しなかった。当時の多くの知識人のなかにはこの制

16) S. ハフナー、魚住昌良監訳、『プロイセンの歴史』、東洋書林、2000年、158頁。

17) Maegret Kraul, op. cit., S.38f.

18) M.v. ベーン、飯塚信雄他訳、『ビーターマイヤー時代——ドイツ十九世紀前半』

度に否定的な見解をもつものが多かった。ゲーテも、「愛すべき少年を、若い人たちは、早いうちから飼ひ慣らし、自然や独創性や野性味を一切取り除いてしまおうとしている。だから、結局、俗物以外の何者でもなくなってしまうのさ」と嘆いている¹⁹⁾。アビトゥア試験制度は、やがて近隣の諸邦にも波及する。

第2に、1810年12月28日付の裁判管轄に関する規定(Reglement)²⁰⁾により、「従来、大学で行使されてきた大学の裁判管轄(akademische Gerichtsbarkeit)は放棄され、学生の法律事件の手続きのすべてを規定していた従前の規定は効力を失う」(第1条)。それによって、学長、教授、私講師、法律顧問(Syndicus)、秘書官(Sekretär)は国家官吏の裁判籍に移され(第2条)、その他の大学関係者(Universitäts-Verwandte)、学生の従僕などは、それぞれその身分に応じた裁判籍にもどされる(第3条)。

学生だけが、その出自の相違にかかわらず、特別の裁判籍、しかも特免された者(Exemt)の裁判籍(Gerichtsstand)を享受することになる(第4条)。学生は、例外なく、ベルリンにおいては王室裁判所(Kammergericht)、ケーニヒスベルクとプレスラウの場合には上級ラント裁判所(Oberlandgericht)、フランクフルト・アム・マインでは都市裁判所(Stadtgericht)のもとに特免者(Eximerte)の裁判籍に組み込まれる(第5条)。1849年には、この治外法権という裁判籍は放棄され、学生はその出生地の通常の裁判に組み込まれる。

第3に、プロイセン国王は領邦民が他邦へ留学することを禁じていたが、そうした政策を転換する。フリードリヒ大王は、1749年10月と1750年3月に勅令を發布し、プロイセン領民が異邦の大学や学校へ遊学することを禁じる。それは、1736年に創設されたゲッティンゲンなどの近隣の大学に領

↘ の社会と文化』、三修社、1993年、273頁。

19) J.P. エッカーマン、山下肇訳、『ゲーテとの対話』下、岩波書店、2004年(1968年第1冊)、217頁。

20) Rönne, op.cit., S.466f.

邦民が流出するのを阻止するための方策である。その後、ベルリン大学の創設をひかえ、フリードリヒ・ヴィルヘルム三世は、1810年4月13日付の勅令により、国務大臣ドーナ(Friedrich Ferdinand Alexander Dohna)に「従来存在した異邦の学校や大学への遊学禁令を放棄する」よう命じる²¹⁾。

1816年10月31日に、創設期の諸規則が廃棄され、あらたにフリードリヒ・ヴィルヘルム大学規約²²⁾が制定され、翌春、施行される。規約は、「大学全般について」、「学部および学部長について」、「学長及び評議会について」、「大学の下級官吏について」、「学生(Studirenden)について」、「研究所及びコレクション(Sammlungen)について」、「学位(akademische Würden)について」など全9章からなる。以下、第6章の「学生について」を中心として、19世紀はじめのベルリン大学における学籍登録制度について概観する。

第1に、学籍登録のまえに登録資格が問われる。学籍登録資格については、ふたつの側面から規定される。ひとつは大学入学資格試験にかかわるものであり、もうひとつはその他の事由による除外規定である。まず、邦人の場合には、あらかじめ1812年10月12日付の大学入学資格試験規則にもとづく試験を受験し、試験証明書を提出しなければならない。申請者は、いうまでもなく、この試験規則にもとづき、試験を実施できる学校、すなわちギムナジウムに通学していなければならない。

アビトゥア試験を受験しなかったものは、ベルリンに到着したのち、おそくとも3日以内に申請し、習熟試験をうけなければならない。試験は、ベルリンの「混成の試験委員会」において実施される。「混成」とは、構成メンバーが大学の代表者と中等教育機関の代表者からなるという意味であろう。この試験により大学への入学資格を取得したものは、おそくとも試験後3日以内に学籍登録しなければならない。

当時、アビトゥア試験のような試験を実施していないプロイセン以外の

21) Rönne, op.cit., S. 537.

22) Rönne, op.cit., SS.414-428.

諸邦の出身者は、試験証明書を提出する必要もなく、試験委員会が実施する習熟試験を受験する必要もない。出身地から持参した素行に関する証明書を提出するだけで、大学に受け入れられる。

つぎに、除外規定も設定され、該当者は学籍登録を認められない。ベルリン大学が無条件の協定を結んだ大学から退学処分を受けたものは、学籍登録は許されない。条件付きの協定を結んだ大学から退学処分を受けたものは、一定の条件のもとでのみ学籍登録される（第4条）。さらに、すべての国家公務員および軍役者、他の教育機関に所属するすべてのもの、営業許可証を放棄しなければならないものの学籍登録は厳禁とされる（第5条）。

第2に、学籍登録手続きについては、学籍簿への登録が学生の身分を取得する前提条件である（第1条）ことにはかわりはない。試験証明書を持参した邦人および異邦人は、おそくともベルリン到着後8日以内に学籍登録を申請しなければならない。学籍登録資格を認定されたものは、学長の臨席のもとで、秘書官が立会い、指定された時間に学籍登録をおこなう（第6条）。学籍登録者は、大学規則を遵守するという宣誓のかわりに、学長と握手し、学籍簿、学生の規則および身分証明書を受けとる（第7条）。

そのさい、学籍登録者は以下の学籍登録料を支払う（第8条）。学籍簿のために4ターラー、図書館のために1ターラーである。ただし、すでに他の大学に在籍した経歴があるばあいには、その半額だけ支払う。学籍登録料の支払いが不能なばあいには、学長の裁量により、学籍登録料を免除することができる。

ドイツでは、南独がグルデン、北独がターラーを使用していただけでなく、プロイセン領邦内でも雑多な通貨が流通していた。プロイセンでは1821年の貨幣改革により、1ターラーは30銀グロッシェン、1銀グロッシェンは12プフェニツヒという貨幣価格が設定される²³⁾。貨幣の価値をイメージ

23) 久光重平、『西洋貨幣史』下、国書刊行会、平成7年、1309頁。

するための適切な例はみいだせないが、1840年代のベルリンの熟練した肉屋、錠前工、機械工、光学機械工は部屋と食事つきで1日あたり1ターラーの日当が約束される。それにたいして、錠前職人は親方に住居と食事を提供され、1日あたり6ないし8グロッシェンの日当である²⁴⁾。ちなみに、1830年代の郵便料金はベルリンからボンへは9、ベルリンからパリへは17,5銀グロッシェンである²⁵⁾。

学籍登録者は、学籍登録後8日以内に所属を希望する学部¹の学部長に当該学部の名簿に在籍者として記載してもらうようお願いでなければならない(第9条)。学部リストへの登録にさいしては、学部長に1ターラーを支払わなければならない。ただし、すでに他大学に在籍した経歴があるばあいには、半額だけ支払う。

規約は、転学部についても言及する。転学希望者は、在籍学部²の学部長、ならびに転学しようとする学部³の学部長に転学について届け出でなければならない(第10条)。登録にさいしては、あらたに学籍登録料を支払う必要はない。転学部は、学期終了期か開始期だけにおこなわれる。

第3に、学籍登録者は学籍登録によって大学規則に規定された諸権利を享受する(第11条)。諸権利とは、市民としての個人的な負担から開放され、ベルリンに居住する権利、1810年12月28日付の布告において承認された裁判籍、大学の講義を聴講する権利、研究室ならびに図書館を利用する権利である。所属学部によっては、附属病院や獣医学校^{シヤリテ}の施設を使用する権利も認められる。

それらは、^{アカデミッシェ・フライハイト}大学人としての権利と総称されるが、私事においては、学生は慣例にしたがいその出生地または郷里の法律の管轄下におかれる(第97条)。また、いかなる学生も大学に在籍するかぎり、大学の裁判所(academisches Gericht)の了承と許可がないかぎり、拘束されたり、市側に召喚されたりすることはない(第99条)。

24) 『ビーダーマイヤー時代』、176～177頁。

25) 同上書、204頁。

森川：19世紀プロイセン大学の学籍登録制度について

そうした諸権利は以下のばあいには停止する（第25条）。第1はベルリン大学において学位を取得した場合である。ただし、学位取得後でも、本人が願ひ出れば、大学人としての権利をなお半年保持することができる。第2は、国家試験に合格し、公務についた場合である。第3は、学籍登録後、4ヶ年経過した場合である。つまり、在籍期間は4年が上限である。第4に、自らの意志によりベルリンを4ヶ月間留守にすれば、諸権利を失う。第5は、コンシリウム・アベウンディ諭示退学及び退学処分である。諭示退学とは、追放(*sine infamia*)を見合わせるために、自由意志による退去の勧告を意味する。

第4に、ベルリン大学における勉学をおえる学生は、学籍簿を返却しなければならない。邦人の場合には、大学を卒業する旨を学部長に通知し、学長から、その素行に関する大学の証明書を受けとる。その手数料として、学長に1ターラー、秘書官に12グロッシェン、事務官に2グロッシェン、都合1ターラー14グロッシェンを支払わなければならない。外国人の場合にも、学長と学部長に大学を卒業する旨を通知しなければならない。ただし、その行状に関する証明書については、受領することが望ましいと本人が判断した場合にのみ、上記の手数を支払わなければならない。この手続きを怠った者は、その姓名が告知板に公示される（第28条）。

学生は、素行に関する証明書だけでなく、自分が聴講した講義及び講義における勤勉さに関する証明書、すなわち学業成績証明書を在籍した学部に請求する権利をもつ。この証明書は、大学事務局において作成され、学部長が署名する。その手数料として、学部長に2ターラー、秘書官に12グロッシェン、事務官に2グロッシェン、都合2ターラー14グロッシェンを支払わなければならない（第29条）。

学長のもとでの学業終了の儀式において、学生は学籍簿を返却する。学生は、それによって大学人としての権利を失う。返却者名は、警察にも通知され、その姓名は告知板に掲示される。医学部生が学籍簿を返却した場合、軍医アカデミーにも通知され、もはやアカデミーで聴講することは許されない（第27条）。学生が、学籍簿を返却することなく、学籍簿を失効さ

せた場合、その姓名は告知板に掲示される(第30条)。

19世紀のドイツにおいては、ほとんどすべての領邦において官吏養成に関する法令が整備される。プロイセンでは、19世紀初めより公務員になるためには最低3年間大学に在籍しなければならなかった²⁶⁾。中等教員、福音派聖職者も国家官吏として位置づけられ、大学での勉学が要求される。

ベルリン大学は、1810年代おわりに学籍登録者数が1000人を超え、1830年代には2000人を超えることもあり、以後、バイエルン王国のミュンヘン大学と双壁をなす。1838年1月には、4学部の規約が制定される。フリードリヒ・ヴィルヘルム大学規約は、本質的に変更されないまま、19世紀後半にも適用される²⁷⁾。

Ⅲ. フォアメルツ 三月前期

1814年9月から翌1815年6月にかけて、フランス革命とナポレオン戦争後のヨーロッパ国際秩序の再編のために、ウィーンにおいて国際会議が開かれる。会議では、正統主義の名のもとに王制原理が採用され、大国による勢力均衡の立場からヨーロッパの領土の再編がはかれる。その結果、オーストリアとプロイセンの両大国を包摂するドイツ連邦(Deutscher Bund)が成立し、ウィーン会議を主宰したメッテルニヒ(Klemens Wenzel N. L. Fürst von Metternich)が指導することになる。ドイツ連邦は、ドイツ諸国家の連邦組織であり、「ドイツの外的および内的安全ならびに個々のドイツ諸邦の独立および不可侵性の維持」を目的とする²⁸⁾。加盟諸国の国家主権が不可侵である以上、ひとつの連邦国家に発展する可能性は閉ざされ

26) Wilhelm Bleek, Von der Kameralausbildung zum Juristenprivileg : Studium, Prüfung und Ausbildung der höheren Beamten des allgemeinen Verwaltungsdienstes in Deutschland im 18. und 19. Jahrhundert, Berlin 1972, S.111.

27) Paul Daude (bearb. v.), Königl. Friedrich-Wilhelms-Universität zu Berlin. Systematische Zusammenstellung der für dieselbe bestehenden gesetzlichen, statutarischen und regelmentarischen Bestimmungen, Berlin 1887, S.7.

28) 『ドイツ国制史』, 247頁。

る。連邦は、自由主義とドイツ統一運動の抑圧機構として機能する。

ドイツには平和が訪れるが、解放戦争によって燃え上がったドイツ・ナショナリズムの自由と統一の念願は実現しなかった。体制変革を志向する動きもあらわれる。その運動を先導したのがブルシェンシャフト(Burschenschaft)である。解放戦争に義勇兵として参戦し、復員した学生が中心となり、まずイエナ大学にブルシェンシャフトが結成される。ブルシェンシャフトは、もともと「ドイツ主義とキリスト主義の基礎の上に新時代にふさわしい学生の生活ならびに気風をうちたてようとした全学生の親和融合を目的とする単純な友好・修養団体」であった²⁹⁾。

ライプチヒにおける諸国民解放戦争の4周年記念日であり、宗教改革300周年記念日でもある1817年10月18日から19日にかけて、イエナ大学のブルシェンシャフトの呼びかけにより諸大学の学生がワルトブルク城に参集する。ワルトブルク祝祭(Wartburgfest)は、ドイツ諸大学の学生の親睦をはかるための集会であった。ところが、夜会ののちに、参集者の一部が学生の運動を誹謗した小冊子類のほかに、当時、反動的、非愛国的とみなされていたハラー(Karl Ludwig von Haller)、コッツェブー(August von Kotzebue)などの著書を火中に投じるという焚書事件がおきる³⁰⁾。

翌年10月のイエナの代表者会議において、「全ドイツ・ブルシェンシャフト」(Allgemeine Deutsche Burschenschaft)が結成され、「ドイツ民族の将来の統一」を骨子とする憲章も採択される。ところが、1819年3月23日、急進派の「絶対派」に属するイエナ大学の神学生ザント(Karl Ludwig Sand)による反動的劇作家コッツェブー暗殺事件がおこる。コッツェブーは、ロシアのスパイとの風評があった人物である。さらに、7月にもブルシェンシャフト・メンバーの薬学生による枢機官暗殺未遂事件がつづく。いずれも、ブルシェンシャフトとはかかわりがない個人的な事件である。

29) 「Urburschenschaft (一八一五—一九)の本質と意義」, 村岡哲, 『近代ドイツの精神と歴史』, 創文社, 昭和56年, 122頁。

30) 同上, 132~133頁。

ウィーン体制という新しい秩序のもとでも、ヨーロッパの諸王国には、プロイセン国王と政府を震撼とさせたような自由主義の火種がくすぶっていた。この新しい国際秩序を守るために、ロシア皇帝の提唱により、1815年9月にオーストリア皇帝とプロイセン国王とともに神聖同盟が結成される。やがてヨーロッパのほとんどの君主が加盟し、1818年9月のアーヘン会議において、自由主義運動や民族の統一と外国支配からの解放を求めるナショナリズム運動を抑圧し、反動的なウィーン体制を守るということで共通認識がえられ、とりわけドイツにおける反体制運動にたいする弾圧措置について審議される。

メッテルニヒは、翌1819年8月にプロイセンはもとより、ハノーヴァー、ザクセン、バイエルン、ヴェルテンベルクなどの政府代表者を温泉地カールスバートに招集し、大学管理の強化、印刷物の検閲の強化などについて決議する。出版の自由について規定し、また法律によって出版の自由について独自に規定する国もあったが、ドイツ連邦決議は320ページ以下のすべての印刷物の検閲を各邦政府に義務づける。いわゆるカールスバート決議(Karlsbader Beschlüsse)は、同年9月20日のフランクフルトの連邦議会総会で採択され、連邦決議として発効する。この決議は、当初、5年の有効期限が設定される。

カールスバート決議は、大学法、出版法、審問法および暫定執行規則からなる。大学法は、正確には「大学の監視に関して講ぜられるべき当面の議決の実施計画」という名称だが、大学の厳重な監視を各邦政府に義務づけたものである。プロイセンでは、この大学法は、1818年10月18日付で公示される³¹⁾。

大学法は、第1に、領邦君主の特別の全権委任者を任命し、すべての大学に常駐させるようもとめる。全権委任者は、「学生のあいだに公序良俗、立派な秩序と外面的な礼儀正しい態度を奨励するのに役立つすべてに、不

31) Rönne, op. cit., S.378.

断の注意をそそぐ」。そのために、現行の大学規則や紀律規定の整備、大学教員の講義の観察、学生指導の観点からの大学教員への指導助言といった広範な大学評議会をものぐほどの強力な権限を賦与される。

第2に、大学法はもともとブルシェンシャフトの政治的活動を弾圧するためのものである。そのために、「全ドイツ・ブルシェンシャフトの名で知られる朋党には、諸大学間の継続的な連携および連絡を絶対に容認できない」として、「秘密の、あるいは正当とは認められていない結社にたいする従前からの法律」を拡大し、より厳格に対応するようもとめる。全権委任者は、ブルシェンシャフトのメンバーを大学から排除し、また大学に入り込まないよう細心の注意をはらわなければならない。連邦諸邦はブルシェンシャフトのメンバーを国家官吏、国家官吏であるプロテスタント聖職者、教師といった公職から排除するという点ですでに合意が成立していた。

第3に、いずれかの大学から追放された学生、あるいは追放処分を逃れるために大学を退学した学生は、他の大学への入学はみとめられない。学籍登録にさいしては、あらゆる側面からチェックがおこなわれるが、退学した大学が発行する「素行善良の証明証」を所持しないものは受け入れられない。

カールスバート決議は1824年に5年間再延長され、以後、ブルシェンシャフト運動は水面下に潜伏する。1830年のパリの七月革命、同年のポーランドの十一月蜂起の波がドイツを直撃する。いずれも、正統主義にもとづくウィーン体制を揺さぶるものである。ドイツでは、ふたたびブルシェンシャフト復活の機運が醸成される。学生は、自由と統一をもとめ、1831年にはドレスデンとフランクフルトにおいて、翌年にはシュトゥットガルトにおいて大会をひらく。

それとはべつに、1832年5月、バイエルン領プファルツのハンバハ城にドイツ各地から2、3万ともいわれる民衆が参集する。このハンバハ祭(Hambacher Fest)には、ゲルマニア(Germania)と呼ばれる左派ブルシェン

シャフトの学生も参加する。この集会は各地に飛び火する³²⁾。さらに、1833年4月には急進派の学生などが反動的な連邦議会に圧力をかけるために、フランクフルトにおいて蜂起する。フランクフルト騒擾(Frankfurter Wachensturm)はただちに制圧される。

オーストリアとプロイセンの提案にもとづいて、ただちにウィーンに諸邦大使会議が招集され、カールスバート決議のような連邦決議が起草される。翌1834年6月には60項からなる最終稿が脱稿する。そのうちの第38項から第56項までが大学と学校に関する規定である。1834年11月13日付の連邦決議は、最終稿の第42項から第56項までをそのまま抜き出したものである³³⁾。この連邦決議は、プロイセンでは1835年12月5日付の国王告示によって公示される³⁴⁾。連邦決議は、学籍登録に関する一般的な規定をふくむが、あくまでもブルシェンシャフトの弾圧のために起草されたものである。ブルシェンシャフト対策に関する部分を中心に学籍登録制度を概観する。

第1に、決議は各邦政府に自国の大学に学籍登録のための独自の委員会、いわゆる学籍登録委員会を設置するようもとめる。この委員会には、政府の特別の全権委任者または政府からそのために任命された代理人が出席する。

第2に、学生は到着後2日以内にこの委員会に学籍登録を申請しなければならない。そのさい、委員会に次のような証明書を提出しなければならない。学籍登録を申請するのは身分異動、復学、新規登録の3つのケースが考えられる。なかでも、学生の身分異動に関しては厳格な対応がとめられる。まず、学生が大学を移る場合、また以前にいずれかの大学に在籍していた場合には、当該大学が発行する「勤勉と道徳的な素行に関する証

32) 『『ハンバハ祭』とハインリヒ・フォン・ガーゲルン』、『近代ドイツの精神と歴史』, 117頁。

33) Rönne, op. cit., S.382f.

34) Rönne, op. cit., S.384.

明書」を提出しなければならない。つぎに、学生が大学における勉学を一時的に中断した場合には、それ以前に「滞在した土地の当局の素行に関する証明書」を提出しなければならない。これらの証明書は、身分証明書とともに、学生が卒業するまで、学籍登録委員会において保管される。ブルシェンシャフトのメンバーにたいする水際対策である。

すでに大学に学籍登録している学生も放置されない。かれらも各学期の始まりの学籍登録のために指定された時間に委員会に出頭し、在学中の状況について証明しなければならない。

大学で勉学をはじめめる場合には、アビトゥア試験の結果と道徳的な素行に関する証明書を提出する必要がある。ただし、いまだにアビトゥア試験が導入されていない領邦の出身者は免除される。また、ドイツ連邦以外から来訪する学生は、証明書に関しては寛大に取り扱われる。なお、未成年の学生の場合には、親もとあるいは後見人のもとから大学に送りだされることを当局が認定する証明書も要求される。

第3に、「素行に関する証明書」については、とくに第3項をあて、犯罪歴、とりわけブルシェンシャフトの加盟歴を明記するようもとめる。「その他の重大ではない違反による処罰」については記載するか否かは当局の裁量にゆだねられるが、「禁止された結社により有罪判決をくだされた場合」は例外なく記載しなければならない。「禁止された結社への参加の嫌疑がかけられているか否か」についても、証明書に明記しなければならない。さらに、証明書を発行する当局にたいしても、申請に応じて遅滞なく発行するようもとめる。

第4に、学籍登録を拒絶する4つの要件が提示される。申請者が「禁止された結社」、すなわちブルシェンシャフトに所属し、しかも依然としてブルシェンシャフトのメンバーであるという嫌疑をかけられている場合には、学籍登録は拒絶される。そのほか、学籍登録申請が所定の期限に遅れ、しかもその理由を釈明できない場合、必要な証明書を提出することができない場合、諭示退学によって他の大学から退去させられた場合にも学籍登録

はみとめられない。

学籍登録制度は、三月前期、すなわち反動的なウィーン体制のもとでは、ブルシェンシャフトのメンバーや自由主義者を異分子として大学から排除する機能をにやう。それだけではない。非合法的ブルシェンシャフト運動にかかわる学生が学籍登録を申請したばあい、大学はかれらを排除するだけでなく、積極的に摘発に加担する役割をもゆだねられたはずである。ブルシェンシャフトのメンバーは公職から閉め出される。こうした弾圧により、ブルシェンシャフトは壊滅的な打撃をうける。

IV. 19世紀後半

1848年2月にパリで起こった二月革命(Révolution de Février)の余波は、3月になると、ドイツ各地にもおよび、まず、西南ドイツの各地で人民集会が開かれる。さらに、3月13日にはウィーンにおいて学生のデモに市民・労働者が参加し、軍隊との衝突のすえに、メッテルニヒを失脚させる。ベルリンでは、集会やデモが続いていたが、3月18日に市民・労働者が軍隊と全面的に衝突し、プロイセン常備軍を敗走させる。

3月5日のハイデルベルク集会以後、ドイツ統一憲法を審議するための国民議会(Deutsche verfassunggebende Nationalversammlung)の準備がすすめられ、5月18日に全ドイツから選ばれた議員が招集され、フランクフルト・アム・マインにおいて国民議会が開会する。議会は、6月末に臨時中央政府を樹立したのち、憲法の審議に入り、まず1848年12月に「ドイツ国民の基本権」(Grundrechte der deutschen Volkes)の部分を発布する。しかし、統一ドイツの国制については、翌1849年3月、オーストリアにおいて欽定憲法が発布されたために、実質的に小ドイツ主義の道をとらざるをえなくなる。議会は1849年3月に憲法を可決し、プロイセン国王を世襲の小ドイツ皇帝に選ぶが、プロイセン国王は国民主権にもとづく小ドイツの帝冠を拒否し、議会を解散させる。

プロイセンは、オーストリアと同様に憲法も国民代表機関としての議会

をもたず、絶対主義的な統治体制を固持してきた。しかし、市民・労働者の強硬な要求に譲歩し、自由主義的な「三月内閣」が成立し、まず4月には合同会議が召集される。5月22日には前月の普通・平等・秘密の原則にもとづく選挙によって選出された議員が召集され、ベルリンにおいて憲法制定国民議会(zur Vereinbarung der Verfassung berufene Versammlung)が開催される。ドイツ国民議会が開かれた4日後のことである。プロイセンが統一ドイツのなかに埋没するのを回避するためともいわれる³⁵⁾。

しかし、議会在憲法草案を議論しているあいだに反動勢力が息を吹き返し、12月5日には議会在解散させられる。同日、プロイセン憲法(Verfassungs-Urkunde für den Preussischen Staaten)が欽定される。この欽定憲法は、三級選挙法(Dreiklassenwahlrecht)によって選挙された保守的な議会において手直しされ、1850年1月31日に国王が合意する。翌2月6日に国王が憲法遵守の宣誓をおこない³⁶⁾、プロイセンに立憲君主制(konstitutionelle Monarchie)という国制が成立する。

プロイセン憲法は、学籍登録制度についても規定する。「大学のメンバーへの学生の受け入れは、学籍簿への登録によって行われる」という規定は、プロイセン一般ラント法の規定をそのまま引き継いだものである。勉学のために大学におもむいたものは、学籍登録しなければならない。学籍登録は、「学籍登録のための委員会」において行われる。それは、1834年11月13日付の連邦決議、すなわち1835年12月5日付のプロイセン国王告示によって設置された学籍登録委員会にほかならない。学籍登録委員会は、ブルシェンシャフトの弾圧のために設置されたものであるが、三月革命後の反動政策のもとでは、憲法において規定される。学籍登録後、学生は学部長に学籍簿を提示しなければならない。

憲法は、領邦大学における在籍義務、大学における在籍期間についても明記する。まず、プロイセンにおいて国家官吏などの公的な職業および開

35) 山田晟、『ドイツ近代憲法史』、東京大学出版会、1963年、33頁。

36) 前田光夫、『プロイセン憲法争議研究』、風間書房、昭和55年、39頁。

業医を志望する学生は、今後も少なくとも3学期をプロイセン王国内の領邦大学(Landesuniversitäten)に在籍しなければならない。つぎに、大学における在籍期間については、フリードリヒ・ヴィルヘルム大学規約は在籍期間の上限を4年とするが、憲法では神・法・哲の各学部の学生については、プロイセン王国の官吏、中等教員、プロテスタント聖職といった公的な職に就くことを希望し、それぞれ指定された国家試験を受験する意志がある場合には、3年と規定される。ただし、医学生については、臨床医の資格を取得しようとする場合には、4年在籍しなければならない。

プロイセンは、ウィーン体制のもとで、先進的な自由主義経済政策をとり、ドイツ諸邦のなかでいち早く資本主義へと踏み出す。1834年には、南ドイツの諸邦やザクセンなど18カ国と関税同盟を結び、ドイツ連邦内における関税障壁、雑多な通貨や度量衡などの経済的分裂を克服し、連邦における経済的な主導権をにぎる。1848年の三月革命の過程において、国民議会がプロイセン国王を世襲のドイツ皇帝に選んだのも、プロイセンこそ小ドイツの盟主にふさわしいという認識があったからにほかならない。

プロイセンでは、1850年代から1860年代にかけて、重工業を中心として工業化が飛躍的にすすみ、ドイツ関税同盟における主導権をいっそう強める。1862年には、ユンカー出身の保守主義政治家ビスマルク(Otto Eduard Leopold Fürst von Bismarck)が首相に任命され、その鉄血政策のもとで軍事力が増強され、1864年にはシュレスウィヒ・ホルシュタイン問題でデンマークを、1866年には普墺戦争でオーストリアを破る。翌1867年には、プロイセンはライン川以北の22のドイツ諸邦とともに北ドイツ連邦を組織し、連邦首長にはプロイセン王がつき、宰相にはプロイセン首相ビスマルクが就任する。さらに攻守同盟と関税同盟によって南ドイツ諸邦を軍事的・経済的に結びつけ、オーストリアを除外したドイツ統一の基本ルールが敷かれる。

ドイツにおいては、プロイセンのヘゲモニーのもとで強大な統一国家が誕生しようとしていた。フランス皇帝ナポレオン三世(Charles Louis

Napoléon Bonaparte)は、隣国ドイツの大国化を恐れ、干渉と妨害を繰り返す。ビスマルクの挑発により、1870年7月19日にフランスが宣戦布告し、両国間に戦端が開かれる。南ドイツ諸邦軍も参戦するプロイセン・ドイツ軍は連戦連勝し、9月2日にナポレオン三世をフランス北東セダンにおいて包囲・降伏させる。普仏戦争のさなかの1871年1月、パリ西南郊のヴェルサイユ宮殿におけるプロイセン王の皇帝戴冠によってドイツ帝国が誕生する。北ドイツ連邦が南ドイツ諸邦を吸収合併し、憲法も北ドイツ連邦憲法に若干の名称変更と補正をくわえただけでドイツ帝国憲法となる。

ドイツ帝国は、22の君主国、3自由都市および2つの帝国直轄領（エルザス・ロートリンゲン）からなる連邦である。プロイセンは人口、面積ともに全ドイツ帝国のほぼ3分の2を占め、圧倒的優位を占める。プロイセン王はドイツ皇帝をも兼ね、国家元首として外国と条約を結び、和戦を決定し、対内的には官僚を任免する。ビスマルクが初代の帝国宰相(Reichskanzler)に就任し、帝国行政を総攬する。帝国建設にともない、種々の立法、貨幣や度量衡の統一が実施されるが、しかし、ドイツ大学は依然として領邦大学として存続する。

1870年代にも、1816年に公布されたフリードリヒ・ヴィルヘルム大学規約が基本的な骨組みを維持したまま適用される³⁷⁾。プロイセン文部大臣ゴスラー(Gustav Goßler)の委託によりベルリン大学裁判官ダウデが編纂した『王立フリードリヒ・ヴィルヘルム大学規定集』には、1816年のフリードリヒ・ヴィルヘルム大学規約が掲載されている³⁸⁾。『規定集』が刊行された1887年までの修正点が脚注に明示されるが、少なくとも第6章「学生について」についていえば、大きな変更はすべて1879年10月1日付でくわえられる。つまり、1870年代のベルリン大学では、学籍登録に関する規定は

37) Paul Daude, Die Königl. Friedrich-Wilhelms-Universität zu Berlin. Systematische Zusammenstellung der für dieselbe bestehenden gesetzlichen, statutarischen und regelmentarischen Bestimmungen, Berlin 1887, S.7.

38) Daude, op.cit., SS. 7-45.

1816年の規約のまま引き継がれてきたといえる。

ベルリン大学の学籍登録委員会は、1879年10月1日付で大学への学生の受け入れのための指針を内閣通達(Ministrialerlaß)として発布する³⁹⁾。それが、「領邦諸大学、ミュンスターのアカデミーおよびブラウンスベルクのリツェウム・ホジアヌムの学生のための規定」である。この規定にもとづき、1870年代から80年代にかけてのベルリン大学における学籍登録制度、すなわち学籍登録手続き、学籍登録資格について概観する。

第1に、学籍登録の申請は春の復活祭(Ostern)のころと秋のミカエル祭(Michaelis)、すなわち西暦9月29日ころの3週間という学籍登録期間が設定され、それぞれ夏学期(Sommersemester)と冬学期(Wintersemester)の学籍登録がうけつけられる。申請が遅れたばあいには、それが正当な理由によると大学理事官(理事会)が認定したばあいにきり、申請が受理される。

第2に、学籍登録にさいしては、ふたつの側面から資格が問われる。まず、道徳的な素行については、「自己の品行」について証明しなければならない。

つぎに、学力については、プロイセン人のばあいには、ギムナジウムの習熟証を持参しなければならない。数学、自然科学、近代外国語を専攻しようというプロイセン人のばあいには、ギムナジウムの習熟証のかわりに、プロイセンの第一種実科学学校の習熟証を持参すれば、学生が主要対象として選択した学問領域の学部に登録される。

ギムナジウムとして認定されず、アビトゥア試験を実施することができないラテン語学校は、19世紀中葉には、実科学学校(Realschule)、高等市民学校(höhere Bürgerschule)などと呼ばれる。1859年10月には「実科学学校・高等市民学校の授業および試験規定」(Unterrichts- und Prüfungsordnung für Real- und höhere Bürgerschule)が制定され、実科学学校として認定された学

39) Daude, op.cit., S.686f.

校は、第一種と第二種に区分される。第二種実科学校は6ないし7年制で、古典語を必修としない。第一種実科学校は9年制でラテン語を必修とし、建築アカデミーと鉱山アカデミーへの進学が認められる。第一種実科学校は、のちに実科ギムナジウム(Realgymnasium)に改称するが、大学での聴講も認められる⁴⁰⁾。

習熟証を取得していないプロイセン人のばあいには、「ほかの方法で」大学へ進学するための予備教育をうけていることを証明することができるものについては、大学理事官の特別の許可によって、4学期だけ大学に受け入れられ、哲学部に登録される。ただし、かれらは、将来、大学における勉学を前提とするプロイセン官僚や国家公務員である福音派聖職者の職につくことはできない。最初の4学期ののち2学期だけ延長が許可されることもある。

非プロイセン人のばあいには、大学へ進学するための予備教育をうけていることを証明する必要がある。1883年10月20日付の省令(Instruktion)によれば、大学への学籍登録を申し出た非プロイセン人の教養について、それを証明する証明書が欠如しているばあいに、どのように確認するかは、学籍登録委員会の裁量に委ねられる⁴¹⁾。1880年代になっても、アビトゥア試験を導入していない諸邦が少なくなかったことが窺える。

なお、すでに他大学に在籍した経歴のあるものは、その大学から発行された卒業証を提示しなければならない。

さいごに、学籍登録の除外規定も設定され、帝国、プロイセン、自治体の官吏、または教会官吏、プロイセンの他の公立の教育施設の在籍者、実業についているものは学籍登録を認められない。

ついでながら、1849年の規定により、治外法権という裁判権は放棄され、学生は出生地の通常の裁判管轄に組み込まれる⁴⁰⁾。学籍登録によって学生が享受する諸権利は明示されない。ただし、学生が伝統的に享受してきた

40) 『ドイツ・エリート養成の社会史』, 53～55頁。

41) Rönne, op. cit., S.466.

裁判特権はすでに放棄されている。

この規定にもとづく学籍登録について、大学裁判官として臨席したダウデがつぎのように記述している⁴²⁾。学籍登録は、その期間内の一週間に2, 3回、評議会の大広間において、学長がとりおこなう。学生は、学長と大学裁判官の執務室に置いてある特定の時間を記載した整理票(Karte)をたずさえ、学長、大学裁判官、4学部長が臨席する大広間に参集する。学籍登録のさいには、いつも150枚の整理票が用意されるが、1870年代のベルリン大学の学籍登録者数の平均は2000名を超える。用務員(Pedell)が居合わせた学生から必要な書類を受けとり、大学裁判官にそれらを手渡す。大学裁判官は、それらを吟味し、なんらかの疑義があるばあいには、ただちに当該学生にその旨をつたえ、訂正するよう指示し、退席させる。問題がないばあいには、大学裁判官は当該学生を呼び出し、その左側にひかえる学長に差し向ける。学長は、裁判官から手渡された書類に目をとおしたのち、学籍簿に必要事項を書き込み、右側に着座する秘書官のもとに移るよう学生に指示する。学籍登録原簿(Album)を管理する秘書官は、個々の欄に必要事項を書き込むために学生に質問し、学生から証明証をうけとる。学生は、さらに秘書官の隣に座る登録官(Registrator)のまえにすすみ、学生の証明証を手渡される。通知票リスト(Kartenliste)を管理する登録官は、学生に個々の欄に必要事項を書き込むために質問し、証明証に学籍登録原簿の通し番号を書き込み、ただちに証明証を書類保管室に保管する。学生には、学籍登録原簿に登録するよう指示する。その後、学生は、あらかじめ登録官が学籍登録原簿の通し番号を記した学生証(Erkennungskarte)に必要事項を書き込む。さらに、用務員長(Ober=Pedell)に学籍登録料を支払い、ひきかえに学籍簿、申請簿(Anmeldebuch)、学生規則ならびに支払証(Zahlkarte)を受け取る。学生は、この支払証に必要な事項を書き込み、8日以内に学生証を受け取ったことについて理事会事務局に届けなければならない。学長が

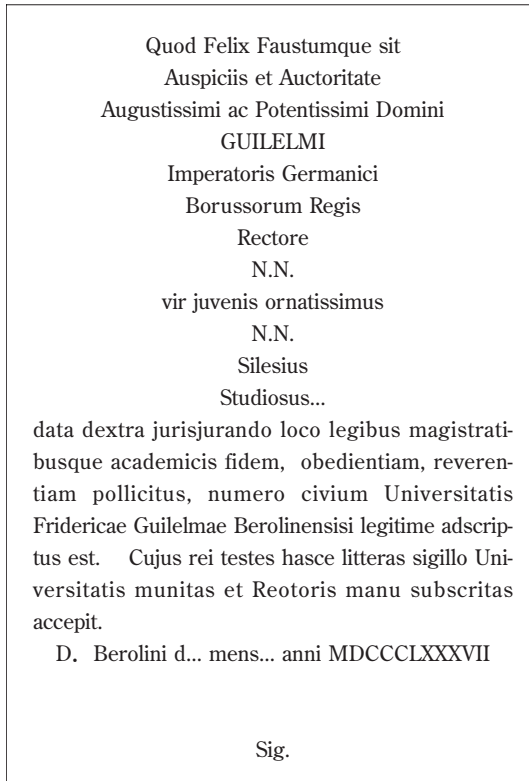
42) Daude, op.cit., 690ff.

森川：19世紀プロイセン大学の学籍登録制度について

この儀式に参加した最後の学生と大学規則に誓って握手をおこなうことによって儀式が終了する。

図は、1887年のベルリン大学の学籍簿の雛型である⁴³⁾。“GUILLEMI”，すなわちヴィルヘルムという国王名，“Imperatoris Germanici”，“Borussorum Regis”，すなわちドイツ帝国およびプロイセン王国という国名が記載されている。上の“N.N.”の部分には学長が署名し，下の“N.N.”の部

図 1887年のベルリン大学の学籍簿



43) Daude, op. cit., S.692.

分には学生の姓名が記載される。“Studiosus”の右には、所属学部か、専攻が記載されたと思われる。最下段には、学籍登録の日付が書き込まれ、ベルリン大学印が押印される。第 3 条にもとづいて学籍登録したばあいには、学長は、その学生の学籍簿の左下に、“In quatuor semetria”，すなわち「4 学期間」という受け入れ学期を記載する。

ドイツ諸大学は、19 世紀後半以降、学籍登録者が確定したのち、学籍登録簿にもとづいて、学籍登録者の名簿を作成し、学期ごとに印刷出版するようになる。学籍登録者名簿は、通例、大学の設置母体である領邦国家によって作成され、官製名簿(Amtliches Verzeichnis)といった体裁をとるが、テュービンゲンのように、大学が所在する都市が公的な住所録(Adreßbuch der Stadt)として刊行するばあいもある。多くは、学生ばかりでなく、教授スタッフ、事務スタッフなど大学関係者の名簿なども収録する。書式は大学により異なるが、共通して記載されるのは学籍登録者の姓名(Name der Studierenden)、最初の学籍登録時期(Zeit der Immatrikulation)、出身地(Geburtsort)、専攻(Studium)、現住所(Wohnung)である。

お わ り に

19 世紀のドイツは、ナポレオンの侵略によってはじまる。ウィーン会議により政治的に再編され、ドイツにも平和がもたらされる。しかし、解放戦争によって燃え上がったドイツ・ナショナリズムの自由と統一の念願は実現しなかった。体制変革を志向する動きもあらわれる。その運動を先導したのがブルシェンシャフトである。もともと学生の修養団体であったブルシェンシャフトが反政府的な動きを示しはじめると、連邦政府は大学間の連絡を禁止し、大学に対する監督を強化する。

一方、ドイツでは、中世以来、大学が聖職者、官吏、医師という専門職を輩出していたが、19 世紀には封建的身分にかわり、行政官、司法官、弁護士、医師、教師などの一定の職業分野において国家資格や社会的な試験制度が整備される。つまり、ドイツ大学の学籍登録制度は、大学の入り口

であると同時に、国家官吏や専門職などへの登竜門として位置づけられる。国家の変革を志向する若い情熱と知性が自由と統一を標榜し、ブルシェンシャフトにかかわれば、ただちに専門職への道程から排除される。1820年代以降、ブルシェンシャフトは秘密結社として潜伏し、1848年革命まで存続する。

19世紀前半には、三月前期の保守反動的な政治情勢のもとで、ブルシェンシャフトに代表される自由主義的な運動にたいして、学籍登録制度は政治的な異分子のチェック機能を担うことになる。

19世紀後半には、学生の治外法権という裁判籍は放棄され、学生は居住する大学都市の通常の裁判管轄に組み込まれる。学籍登録制度は、もともと登録者を一般市民と区別し、特権を賦与するための制度であった。プロイセン大学の場合には、1810年の裁判管轄に関する規定により、従来の大学の裁判管轄が変更され、学長以下の教授スタッフや事務官、その他の大学関係者は、それぞれその身分に応じた裁判籍にもどされたのちにも、学生だけは、その社会的出自の相違にかかわらず、特免された者の裁判籍を享受する。しかし、19世紀中葉以降、一般市民の裁判籍に組み込まれる。それは、学籍登録者の増加にともなう措置であろう。

学籍登録制度は、学籍登録資格に関する制度を生みだす。19世紀を目前にひかえた1794年にプロイセン一般ラント法が制定され、学籍登録を申請するさいに、公立学校に通学したプロイセン出身者の学業成績について学校教員と学校監督官が署名した証明書がもとめられる。大学入学資格とい^アう点です^ビすでに先進的な制度を形成していた。同時に、プロイセン邦内の出身者には大学入学資格の取得を義務づけるが、外国の出身者は免除される。

ベルリン大学は、青木周蔵、佐藤進、萩原三圭が学籍登録して以降、明治初年の日本人留学生がもっとも多く訪れた大学である。佐藤は、「獨逸へ参つて丸一年少々餘立つてから大學へ這入る手續を致しました」と述べて

いる⁴⁴⁾。渡欧まえに北ドイツ連邦公使ブランド(Max Scipio von Brandt)に面会したさい、ベルリン大学に留学するようすすめられ、北ドイツ連邦宰相ビスマルクあての紹介状をわたされる⁴⁵⁾が、それを提出する必要もなく、「大学の講義を聴講するにふさわしい能力」をみとめられ、学籍登録の手続きを終える。

かれらの名前は、1870年冬学期のベルリン大学学籍登録者名簿(Amtliches Verzeichniß des Personals- und der Studierenden der Königlichen Friedrich-Wilhelms-Universität zu Berlin)に、はじめて記載される。青木は、もともと医学留学生として藩費による留学を命じられるが、「国家に益する学問、即ち、政治に関係ある学問」を学ぶという初志をつらぬき⁴⁶⁾、法学部に学籍登録する。ベルリン大学の学籍登録者名簿の1870年冬学期版は、3人の日本人留学生について、3人はともに「出生地」の欄には“Japan”(日本)と記載し、「専攻」の欄には、青木は“Jur”(法学)、萩原と佐藤は“Med”(医学)と記す。当時、青木はミッテル街52番地、佐藤はフランス街58番地、萩原はマウアー街26番地に居住する。

私事ながら、大学院時代に師事した横尾壮英教授が2002年に鬼籍に入られた。謹んで哀悼の意を表したい。

44) 松本本松、「渡洋之記二」(歐洲にて)、「第四篇 佐藤進先生事蹟(四)」、『順天堂百五十年史』十三、『東京医事新誌』第74巻第8号、昭和32年8月、48頁。

45) 順天堂大学編刊、『順天堂史』上巻、昭和55年、324頁所収。

46) 坂根義久校注、『青木周蔵自伝』、平凡社、1989年(1970年初版)、4頁。

【学籍登録制度にかかわる法令・規定】

凡 例

1. 資 料

①資料1

1) 名称

プロイセン一般ラント法(Allgemeines Landrecht für die Preußischen Staaten)

2) 実施 1794年6月1日

3) 出典

1. Ludwig von Rönne, Das Unterrichts-Wesen des Preußischen Staates, Bd.2., Die höhern Schulen und die Univerisitäten des Preußischen Staates, Berlin 1855 (Neudruck Köln 1990), SS.539-546.
2. H. Hattenhauer u. G. Bernert, Allgemeines Landrecht für die Preußischen Staaten von 1794, Neuwid 1996 (3. Aufl.).

②資料2

1) 名称

フリードリヒ・ヴィルヘルム大学規約(Statuten der Friedrich-Wilhelms-Universität zu Berlin)

2) 制定・施行 1816年10月31日制定, 1817年春施行

3) 出典

1. Rönne, op.cit., SS.414-429.
2. Paul Daude, Die königl. Friedrich-Wilhelms-Universität zu Berlin : Systematische Zusammenstellung der für dieselbe bestehenden gesetzlichen, statutarischen und reglementarischen Bestimmungen, Berlin 1887.

③資料3

1) 名称

大学の監視に関して講ぜられるべき当面の議決の実施計画(Entwurf eines provisorischen Beschlusses über Universitäten zu ergreifenden Maaßregeln)

2) 公示 1818年10月18日公示

3) 出典

Rönne, op. cit., S.378f.

④資料4

- 1) 名称
学生の学籍登録のための連邦決議(Bundesbeschluß)
- 2) 決議・告示 1834年11月13日決議, 1835年12月5日, プロイセン国王告示
- 3) 出典
Rönne, op. cit., SS.385-388.

⑤資料5

- 1) 名称
プロイセン憲法(Verfassungs-Urkunde für den Preussischen Staaten)
- 2) 改訂
1860年頃
- 3) 出典
Rönne, Das Staats-Recht der Preußischen Monarchie, 2.Bd., Leipzig 1863, S.774ff.
- 4) 構成
第2部 国家行政の対象(Gegenstände der Staats-Verwaltung)
第2節下 市民の知的教育の配慮(Sorge für die intellektuelle Bildung der Staatsbürger)
第1章 教授施設
第4節 大学
I. 大学規則(Universitätsverfassung)
II. 大学教員
III. 大学教授規則(Lehrverfassung de Universität)
IV. 学生の境遇(Verhältnisse der Studirenden)

⑥資料6

- 1) 名称
ミュンスターのアカデミーおよびブラウンスベルクのリツェウム・ホジアスムの学生のための規定(Vorschriften für die Studierenden der Landes-Universitäten, und der Akademie zu Münster und des Lyceum Hosianum zu Braunsberg)
- 2) 施行 1879年10月1日
- 3) 出典
Daude, op. cit., SS.684-689.

2. 専門的用語

ドイツでは、1915年に『ドゥーデン正書法辞典』(Die deutsche Rechtschreibung)が刊行され、以後、ドイツ語の綴り方の基準となる。煩雑になるが、

森川：19世紀プロイセン大学の学籍登録制度について

専門的な用語や誤解をまねきそうな語には原語を付す。

1. プロイセン一般ラント法

学生の受け入れ

第74条 学生 (Studierenden) の大学メンバー (Mitglieder der Universität) としての受け入れは学籍簿 (Matrikel) への登録 (Einschreibung) によっておこなわれる。

第75条 ひとたび学籍登録した者は、大学所在地にとどまるかぎり、また、同地において、他の裁判管轄 (Gerichtsbarkeit) に組み込まれるような特別の身分や境遇に身をおかないかぎり、その大学のメンバーの身分にとどまる。

第76条 研究のために大学に赴いたものは、大学評議会 (academischer Senat) の代表のもとに学籍登録を申請する義務を負う。

第77条 学籍登録希望者は、持参した学校の証明書 (Schulzeugniß) (第64条) を提出しなければならない。

※参照 第64条

公立の学校に通学したプロイセン出身者 (Landeseingeborner) は、習得した知識 (Kenntnisse) および道徳的な素行 (sittliches Verhalten) について、学校教員および学校監督官が署名した証明書 (Zeugniß) がなければ、卒業させてはならない。

第78条 私的に授業をうけたために、証明書を持参しなかった場合、学長 (Rector) は、こうした新参者の試験のために規定された委員会 (Commission) に出頭するよう指示する義務を負う。

※参照 追加条項第 133条

邦人 (Inländer) は、大学における研究のための習熟度 (Reife) を顧慮し、予め実施された試験にもとづく証明書を通学した学校から持参するか、あるいは、私的な教育により大学へすすむ準備をおこなった場合、または、従来通学した学校において、特別の事情により試験をうけなかった場合には (本件については、証明書 (Bescheinigung) を提示しなければならず、証明書がなければ、学籍簿を受け取ることはできない)、大学に到着した後、最初の一週間以内に、学籍登録 (Immatrikulation) の前に、大学において、そのために規定された委員会による試験をうけなければならない。未習熟 (Unreife) の証明書により大学に入った者は、奨学金 (Benefizien) を要求することはできない。外国人 (Ausländer) は、本試験を免除される。

第79条 当該試験において、予備知識 (Vorkenntnisse) という点において、いまだに習熟していないと判定された者については、学籍登録を拒絶するか、あるいは欠落したものを補足するよう指示しなければならない。

第80条 学長は、新参の各学生に、その土地の大学の諸規則 (academische Gesetze) および警察規則 (Polizeigesetze) を告知し、同時に学生に対し、それらの規則の管

轄下にあることを告示しなければならない。

2. フリードリヒ・ヴィルヘルム大学規約

第6章 学生について

第1条 学生の大学への受け入れは、学籍簿への登録(Einschreiben)によっておこなわれる。

第2条 ベルリン大学に学籍登録しようとするものは、邦人の場合には、大学に進学する生徒の試験のための1812年10月12日付の試験のための布告(Edikt)にもとづき、有資格であることを証明しなければならない。外国人の場合には、人物の品行方正さ(Unbescholtenheit)を出身地から持参した証明書(Zeugniß)によって証明しなければならない。

第3条 この布告にもとづいて、ベルリンの混成の試験委員会において、習熟試験(Maturitätsexamen)を受験しなければならないものは、ベルリンに到着したのち、おそくとも3日以内に大学に出頭し、受験したのち、大学に入学することを決意した場合には、おそくとも試験後3日以内に学籍登録しなければならない。法律による試験証明書を持参した邦人、同様に、異邦人は、おそくともベルリン到着後8日以内に学籍登録する旨を告知しなければならない。期限に遅れたものは、学籍登録料を倍額支払わなければならない。

第4条 ベルリン大学が無条件の協定を結んだ大学から退学処分を受けたものは、学籍登録することは許されない。ベルリン大学が条件付きの協定を結んだ大学から退学処分を受けたものは、一定の条件のもとでのみ学籍登録することができる。

第5条 下記のものは、学籍登録することは厳禁である。

第1項 すべての国家公務員及び軍役者。(中略)

第2項 他の教育機関に所属するすべてのもの。

第3項 営業許可証(Gewerbschein)を売却しなければならないもの。

第6条 学籍登録は、学長が指定した時刻に、秘書官(Sekretär)が立会い、学長の臨席のもとでおこなわれる。

第7条 学長は、規則を遵守するという宣誓のかわりに、学籍登録志望者と握手しなければならない。ひきつづき、学籍簿、学生の規則および学生証(Erkenntniskarte)を手交する。

第8条 学籍登録者は以下の学籍登録料(Immatrikulationsgebühren)を支払う。

第1項 学籍簿のために4ターラー。

第2項 図書館のために1ターラー。

すでに他の大学に在籍した経歴がある場合、その半額を支払う。学長は、支払い不能な場合には、学籍登録料を免除することができる。内務省が高配においてそれを免除することもある。

森川：19世紀プロイセン大学の学籍登録制度について

第9条 学籍登録後、各自、8日以内に所属を希望する学部の学部長に、その学部のリストに登録してもらわなければならない。登録にさいしては、学部長に1ターラー支払わなければならないが、すでに他の大学に在籍した経歴がある場合、その半額を支払う。

第10条 他の専攻に転じるために、現在の専攻を放棄する場合、当地の学生は、放棄する学部の学部長、ならびに転向しようとする学部の学部長にその旨を届けなければならない。登録にさいしては、あらたに学籍登録料を支払う必要はない。しかし、ある学部から他学部への転学部は、学期終了期か開始期だけにおこなわれる。

第11条 学籍登録によって、学生は、大学規則が承認する、すべての権利を享受する。すなわち、市民としての個人的な負担から開放され、ベルリンに居住する権利(Aufenthaltsrecht)、1810年12月28日付の朕の布告において承認された裁判籍(Gerichtsstand)、大学の講義を聴講する権利。研究室ならびに図書館、および、これらの諸規定がゆるすかぎりにおいて、付属病院(Charitee)や獣医学校(Thierarzneischule)の教授施設を使用する権利。

(中略)

第25条 大学人としての権利(akademische Bürgerrecht)は、以下の場合に停止する。

第1項 ベルリン大学における学位取得。但し、学位取得者でも、本人からの意思表示があれば、大学人としての権利をなお半年保持することができる。

第2項 他の地位の選択。すなわち国家試験の合格によるもの。

第3項 学籍登録後、4ヶ年の経過。

第4項 自らの意志によりベルリンを4ヶ月間留守にすること。

第5項 諭示退学(consilium abeundi)及び退学処分。

第26条 前条の最後の3項に該当する者で、その願いによりあらたに学籍簿を取得しようとする者は、あらたに本章第6条及び第7条に定められた学籍登録料を支払わなければならない。

第27条 学生は、学籍簿を返却した場合、それによって大学人としての権利を失うだけでなく、その旨は警察にも通知され、その姓名は告知板に掲示される。学籍簿を返却したのが医学生であるばあい、返却した旨が軍医アカデミー(medizinisch-chirurgische Akademie der Militair)にも通知され、もはやアカデミーでも聴講することは許されない。

第28条 邦人は、大学を卒業する旨を所属する学部の学部長に通知し、学長のもとで、その行状(Aufführung)に関する大学の証明書を受領しなければならない。その手数料として学長に1ターラー、秘書官に12グロッシェン、事務官(Kanzellisten)に2グロッシェン、都合1ターラー14グロッシェンを支払う。外国人は、学

長と同様に所属する学部の学部長に大学を卒業する旨を通知しなければならないが、その行状(Betragen)に関する大学の証明書を受領することが望ましいと本人が判断した場合にのみ、上述の手数料を支払わなければならない。この規定の遵守を怠った者の姓名は告知板に公示される。

第29条 学生は、自分が聴講した講義および講義における勤勉さに関する証明書を在籍した学部に請求する権利をもつ。この証明書は、大学事務局において作成され、学部長によって仕上げられる。その手数料として、学長に2ターラー、秘書官に12グロッシェン、事務官に2グロッシェン、都合2ターラー14グロッシェンを支払う。

第30条 学生が、その旨を通知することなく、学籍簿を失効させた場合、その姓名は告知板に掲示される。

3. 大学の監視に関して講ぜられるべき当面の議決の実施計画（カールスバート決議）

第1条 すべての大学には、従来の理事(Kurator)、あるいは政府が有能と判断したその他の人物で、そのための訓練をうけ、拡大された権限をそなえた領邦君主の特別の全権委任者(Bevollmächtigte)が、大学の所在地において任用されるべきこと。全権委任者の職務は、現行の法律(Gesetze)および紀律規定(Disziplinar-Vorschriften)がもっとも厳格なレベルで完成するよう監視すること、大学の教員が公的な講義および私講義をおこなう精神(Geist)を入念に観察すること、さらに学問的な事柄および教授方法に直截に干渉することなく、勉学する若者の将来の使命に結びつけられた有益な方向性を教員に指し示すこと、である。究極的には、学生のあいだに公序良俗、立派な秩序と外面的な礼儀正しい態度を奨励するすべてに、不断の注意をそそぐことである。この特別の全権委嘱者の大学評議会との関係は、それぞれの活動範囲および職務遂行の詳細な規定にかかわるすべてのものが全く同様であるが、この全権委任者を任命するにいたった経緯を顧慮し、最上級の国家機関からくだされる訓令において、可能なかぎり正確に確定すべきこと。

(中略)

第3条 大学における秘密の、あるいは正当とは認められていない結社にたいする従前からの法律は、全勢力を注ぎ、整然と効力を保持すべきこと。とりわけ、数年前に組織され、全ドイツ・ブルシェンシャフトの名で知られる朋党(Verein)はなお拡張しつつあるが、こうした朋党にたいしては、さまざまな大学間の継続的な連携および連絡を絶対に容認できないという前提が基本方針である。政府の全権委任者には、この点を顧慮し、格別の配慮が義務づけられる。——各国政府は、現下の決定を告示したのち、あきらかに秘密の、あるいは正当とは認められてい

森川：19世紀プロイセン大学の学籍登録制度について

ない結社にとどまる個人，あるいは，このような結社に入る個人はいかなる公職につくことも許されないという点で意見が一致した。

第4条 政府の全権委任者によって承認された，あるいはその提議にもとづく大学評議会の決定によって，大学から追放された学生，あるいは，こうした決定から逃れるために大学を退去したものは，他の大学への入学は許されない。いずれにしても，素行善良の証明証もなく，他のいずれかの大学を自ら放棄した学生は大学に受け入れられない。

4. 学生の学籍登録のための連邦決議

第1項 各国政府は自国の大学に学籍登録のための独自の委員会(Kommission)を設置する。委員会には，政府の特別の全権委任者，もしくは政府からそのために任命された代理人が出席する。——学生は，すべて到着後2日以内にこの委員会に学籍登録を申請しなければならない。規定による講義開始の8日後には，政府が指定した当局の許可なく学籍登録はおこなわれない。とくに学生が合法的な支障の理由を証明することによって申請が遅延したことを釈明することができる場合にかぎり，許可される。——すでに大学に学籍登録した学生も，各学期の始まりに，学籍登録のために指定された時間に委員会に出頭し，学期間中の事柄について報告しなければならない。

第2項 学籍登録を願う出る学生は，委員会に下記の書類を提出しなければならない。

- 1) 大学において勉学はじめる場合——その学生の帰属する領邦(Land)の法律に規定されるような，大学での勉学のための学問的な準備状況に関するもの，および道徳的な素行に関する証明書。いまだに当該規定が存在しない場合には，免除される。各国政府は，この証明書に関して公布された法律を連邦総会への報告によって相互に通知する。
- 2) 学生がある大学から他の大学へ移る場合，また以前にいずれかの大学に在籍していた場合——勤勉と道徳的な素行に関する証明書。
- 3) 学生が大学における修学を一時的に中断した場合——それ以前に相応の期間，滞在した土地の当局の素行に関する証明書。それには，同時に同人が公的な教育施設に通学していないことが記される。身分証明書および私的な証明書は，要件を満たさない。ただし，ドイツ以外の土地から来訪する学生の場合には寛大に取り扱われる。
- 4) なお父権あるいは後見人のもとにある学生のばあい——両親あるいは，その地位を代理し，学生が受け入れられる大学にそこから送りだされることが当局によって認定された証明書。これらの証明書は，身分証明書とともに，学生が卒業するまで，学籍登録委員会(Immatrikulations-Kommission)において

保管される。——すべてが妥当であるとみなされる場合、学生は通常の学籍簿を受け取る。

連邦政府は、身分証明書が認定された証明書のかわりとみなされないことについて指令を出すであろう。

第3項 素行に関する証明書には、その刑罰が軽微であったとしても、刑罰の原因が禁止された結社によるものであると判定される場合には、もろさず記載されなければならない。他の重大ではない違反による処罰については、当局の裁量により記載しないか、あるいはただ一般的な概要について記載される。証明書には、すべて（可能であれば理由を記載し）禁止された結社への参加の嫌疑がかけられているか否か明記されなければならない。——いずれの学生も、学籍登録のさいに適宜これらの証明書を提出することができるよう、早めに請求しなければならない。当局は、これらの証明書を猶予なく発行しなければならない。拒絶の理由が明示されない場合には、学生の要請に応じて、その理由が証明されなければならない。拒絶された場合には、当局に抗告(Rekurs)をおこなうことができる。学生が学籍登録を申請するさいに、必要な証明書を提出することができない場合、学籍登録委員会の裁量により、まず学籍登録しないまま、講義を聴講することが許可されることもありうる。ただし、大学の法に拘束され、講義を聴講することも許される。しかし、大学からは、証明書を発行、あるいは認証する当局にたいし、ただちに遅滞なく発行するよう通告すべきである。

第4項 学籍登録は、以下の場合には拒絶される。

- 1) 学生の申請が遅れ、しかもそれについてじゅうぶんに釈明できない場合（第1項）。
 - 2) 必要な証明書を提出することができない場合。（中略）
 - 3) 申請者が諭示退学により他の大学から退去させられたばあい。（中略）
 - 4) 申請者にたいし、禁止された結社に所属し、しかも満足できるほどに結社から身をひくことができないという明白な嫌疑がかけられている場合。
- （以下、略）

5. プロイセン憲法

第459章

I. 大学の規則(Verfassung)

I. 大学は、若者の研究教育を目的とする国家施設である。大学は、国家の関知と認可によってのみ創設され、教授陣、学籍登録した学生および庶務のために雇用された官吏や下級官吏からなる、特権を賦与された団体(Korporation)である。大学は、神学部、法学部、医学部、哲学部という伝統的な4学部に分けられる。（中略）

(中略)

第462章

IV. 学生の境遇

- I. 大学の自由な選択は、プロイセンにおいては、二重に制限される。すなわち、
a) ふたたび放棄されたが、他邦の大学に遊学することを禁止することによって制限される。b) 邦人が、大学における勉学に制限された公的な地位あるいは医療活動の認可をめざす場合には、いずれかの領邦大学に在籍しなければならない一定の期間が確定されたことによって制限される。後者の場合には、プロイセンの臣民(Unterthanen)は、その勉学期間の3学期をいずれかの領邦大学に在籍しなければならない。
- II. 大学のメンバーへの学生の受け入れは、学籍簿への登録によっておこなわれる。勉学のために大学におもむいた者は、学籍登録をおこなう義務がある。諸大学には、学籍登録のための委員会が独自に存在する。学籍登録後、学生は学部長に学籍簿を提示しなければならない。
- III. 学部長ならびに大学評議会は、学生の勤勉さおよび生活(Lebensart)を監視する義務を負い、著しく怠惰であり、自堕落な生活を送っている場合には、警告しなければならない。しかし、警告が無為におわるときには、両親あるいは後見人、ならびに彼らが奨学金を受けとっている関係当局に通知しなければならない。学生の聴講届の義務および謝金の支払いのための学生の義務については、特別の規定および規程が公布された。

(中略)

- V. 困窮した学生のためには、無料給食や現金の支給による生計の支援のために大学の基金や奨学金があてられる。これらは、概ね特定の数大学に割り当てられる。こうした奨学金については、奨学金が勤勉さの欠如により寄贈者の意図を踏みにじるような学生に給与されることをなくすために、その貸与が大学当局、あるいは大学当局の委託を受けた監視機関によっておこなわれるように、特別の試験が規定されている。必要とされる貧窮に関する証明書については、多様な規定が定められている。
- VI. 大学での修学期間は、神学、法学、哲学の学生については、公的な職に就くことを希望し、そのために指定された国家試験(Staatsprüfungen)を受験する意志がある場合には、3年(Triennium)、ただし、医学生については、臨床医(praktischer Arzt)としての認可を得ることをめざす場合には、4年(Quadriennium)と確定されている。これに関する特例は、通常、発令されない。
- VII. いかなる邦人も、大学を卒業するさいには、大学で聴講した講義、利用した研究所(Institut)、ならびに大学在籍中の学生の素行に関する証明書を含む卒業証明書(Abgangs-Zeugniß)を請求しなければならない。こうした卒業証明書を持参しな

ければ、いかなる邦人も、大学での予備教育を要求される職業に雇用されることはない。大学を卒業するさいに大学在籍に関する証明書を切望する外国人は、邦人の卒業証明書として規定された書式でのみ証明書を受けとることができる。

6. 領邦諸大学、ミュンスターのアカデミーおよびブラウンスベルクのリツェウム・ホジアヌムの学生のための規定

第1条 領邦諸大学、ミュンスターのアカデミーおよびブラウンスベルクのリツェウム・ホジアヌムに、学生として受け入れを希望するものは、自己の品行について証明しなければならない。これまでに他の大学に在籍した経歴のあるものは、その大学から発行された卒業証(Abgangszugniß)を提示しなければならない。

第2条 プロイセン人(Preußen)の受け入れには、さらに、ドイツのギムナジウムの習熟証(Reifezugniß)を持参する必要がある。数学、自然科学、あるいは近代外国語を研究しようというプロイセン人は、ギムナジウムの習熟証をプロイセンの第一級実科学校(Realschule 1. Ordnung)の習熟証にかえることができる。受け入れたのち、学生が研究の主要対象として選択した学問領域の学部で学籍登録される。

第3条 第2条にもとづく習熟証を取得していないが、ほかの方法で大学の講義を聴講するためにじゅうぶんな教養(Bildung)を身につけていることを証明したプロイセン人は、大学理事官(Kurator)(理事会(Kuratorium))の特別の許可によって、4学期間、大学に受け入れられ、哲学部に登録される。許可を得た場合には、同時に、大学への受け入れによって、かれらが将来的に大学における勉学を前提とする国内の国務(Staatsdienst)や聖務(Kirchendienst)につくことの許可を請求する権利をもたないことが明示される。こうした学生の卒業証には、かれらが本項の規定に準拠して受け入れられたことが注記される。大学理事官(理事会)は、最初の4学期が経過したのち、2学期の延長を許可する権限をもつ。

第4条 非プロイセン人(Nichtpreußen)は、大学の講義を聴講するためにじゅうぶんな教養を身につけていることを証明するかぎりにおいて、大学に受け入れられ、各学部に登録される。

第5条 下記に該当する者は学生としては受け入れられない。

第1項 帝国、プロイセン、自治体の官吏または教会官吏(Kirchenbeamte)

第2項 特別の規定が例外を正当化しないかぎりにおいて、プロイセンの他の公立の教育施設の在籍者

第3項 実業者の地位(Gewerbestand)に属する者

第6条 受け入れの申請は、規定された学期はじめの3週間以内におこなわなければならない。遅れが特別に証明される理由によって正当化される場合にかぎり、大学理事官(理事会)の承認によって、申し込みの遅れは例外的に認められる。

第7条 そのほかに、1879年10月1日付の規定第1節は、学生が学籍簿(受け入れ証

森川：19世紀プロイセン大学の学籍登録制度について

書(Aufnahmeurkunde)によって講義の届け出簿(Anmeldebuch)をうけとることを規定している。

※小論は、広島修道大学総合研究所2004年度調査研究費による研究成果の一部である。